

令和6年度 吉崎市建設工事の競争入札業者格付け及び工事別発注基準

(令和6年4月1日以降適用)

土木一式工事		格付けの要件(各等級要件を全て満たすもの)		発注基準	
等級	総合数値	完成工事高	発注基準額	入札形態	
A	810点以上	2億円以上	2,700万円以上	制限付き一般競争入札	
A+B	A	810点以上	2,200万円以上2,700万円未満 (A + B の特定建設業者)		
	B:特	710～809点	5,000万円以上		
B	710～809点	5,000万円以上	800万円以上2,200万円未満		
C	610～709点	2,000万円以上	200万円以上800万円未満		
D	609点以下	500万円以上	200万円未満		

建築一式工事		格付けの要件(各等級要件を全て満たすもの)		発注基準	
等級	総合数値	完成工事高	発注基準額	入札形態	
A	700点以上	6,000万円以上	1,500万円以上	制限付き一般競争入札	
B	630～699点	3,000万円以上	300万円以上1,500万円未満		
C	629点以下	500万円以上	300万円未満		

電気工事		格付けの要件(各等級要件を全て満たすもの)		発注基準	
等級	総合数値	完成工事高	発注基準額	入札形態	
A	670点以上	1,500万円以上	300万円以上	制限付き一般競争入札	
B	669点以下	500万円以上	300万円未満		

管工事		格付けの要件(各等級要件を全て満たすもの)		発注基準	
等級	総合数値	完成工事高	発注基準額	入札形態	
A	630点以上	1,500万円以上	500万円以上	制限付き一般競争入札	
B	629点以下	500万円以上	500万円未満		

舗装工事		格付けの要件(各等級要件を全て満たすもの)		発注基準	
等級	総合数値	完成工事高	発注基準額	入札形態	
A	830点以上	3,000万円以上	①② 1,000万円以上	制限付き一般競争入札	
B	829点以下	500万円以上	①、①② 500万円以上1,000万円未満		
			①② 500万円以上1,000万円未満		
			①、①② 500万円未満		

※①アスファルトフィニッシャーを所有していること【必須】(リース契約可R6.4.1～R7.3.31)
 ※②1・2級舗装施工管理技術者1名以上常勤していること。

水道施設工事		格付けの要件(各等級要件を全て満たすもの)		発注基準	
等級	総合数値	完成工事高	発注基準額	入札形態	
A	630点以上	600万円以上	300万円以上	制限付き一般競争入札	
B	629点以下	400万円以上	300万円未満		

急傾斜地 崩壊対策工事		格付けの要件(各等級要件を全て満たすもの)		発注基準	
等級	総合数値	完成工事高	発注基準額	入札形態	
A	810点以上	2億円以上	500万円以上	制限付き一般競争入札	
B	710～809点	5,000万円以上	500万円未満		

※土木一式工事のA・B等級に準ずる。

漁業集落排水・ 公共下水道工事		格付けの要件(各等級要件を全て満たすもの)		発注基準	
等級	総合数値	完成工事高	発注基準額	入札形態	
A	810点以上	2億円以上	2,000万円以上	制限付き一般競争入札	
B	710～809点	5,000万円以上	2,000万円未満		

※土木一式工事のA・B等級に準ずる。

解体工事		格付けの要件(各等級要件を全て満たすもの)		発注基準	
等級	総合数値	完成工事高	発注基準額	入札形態	
A	700点以上	500万円以上	500万円以上	制限付き一般競争入札	
B	699点以下	300万円以上	500万円未満		

※設計金額が5,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上の場合)の工事の発注は、特定建設業の許可を有する業者に限定します。

※「総合数値」、「完成工事高」の基準要件を両方満たすところが該当等級となります。(例えば、総合数値はAで完成工事高はBの場合、該当等級は「B」となります。)

※今年度新規(過去3年間格付けなし)で格付けに加わった業者については、1ランク下位に設定します。

※「舗装工事」はアスファルトフィニッシャーを所有していること。

※「路面標示工事」の発注基準は以下のとおりとする。

- ①許可業種は「塗装工事」とする。 ②路面標示施工機械を所有していること。
- ③路面表示施工技能士の資格を有する者を主任技術者とする。

※「漁港(海上)工事」は海上工事用作業船を所有していること。

※設計額5,000万円以上の工事及び特殊工事の選定については、その都度指名審査委員会にて決定します。